

令和3年度 横手市社会福祉協議会事業計画

はじめに

世界中で猛威をふるう新型コロナウイルス感染症防止対策が続く中、日本社会も生活様式や働き方の改変を余儀なくされています。また、昨年度当地では豪雪により甚大な被害を被り、社会的にも経済的にもセーフティーネットの脆弱さ危うさが浮き彫りにされました。

これらに併せて、少子高齢化や人口減少、地域における人間関係の希薄さ等に端を発する生活上の課題をはじめ社会福祉を取り巻く状況は依然として変わっていません。

このようなコロナ禍において、当会の地域福祉部門では生活福祉資金特例貸付や自立相談支援機関窓口による相談支援を行い、介護保険部門では感染症対策の徹底を図りつつご利用者やご家族の不安に耳を傾けながら介護サービスを行ってまいりました。職員はあらためて福祉の最前線で住民の生活を支える必須の仕事をしているという自負を持つことができました。

今後もしばらく制約がある中で事業を行わなければならないことが予測されますが、横手市と一体となって策定いたしました「みんなが主役！ みんなでつくる 人にやさしいまち横手」を基本理念とした「第3次横手市地域福祉計画・横手市地域福祉活動計画」を推進していくため、市民や地域、各関係機関と連携を深めながら事業を展開してまいります。また、令和3年度は経営の理念や方針を明確にした上で、その実現に向けた具体的な取り組みを示すため、中長期的視点に立った「社協発展・強化計画」を策定してまいります。

地域福祉事業、介護保険事業とも制度にあるサービスで簡単な解決とすることなく、利用者、相談当事者の言葉の裏側にある本心を見逃すことの無いよう支援をし、介護保険事業部門と地域福祉部門が互いに生活支援に関する情報を共有、連携して介護サービスの充実に努め、利用者には選ばれる介護事業所・介護施設をめざすことにより、安定した経営に努めてまいります。

I 基本理念

本会は、住民の参加と公私協働による「誰もが安心して暮らすことのできる地域づくり」を目標として活動に取り組みます。

II 基本方針

1. 私たちは、住民と共に、地域における福祉課題の把握と解決に努めます。
1. 私たちは、サービス利用者の人権を尊重し、質の高い福祉サービスの提供に努めます。
1. 私たちは、地域におけるあらゆる団体・組織との連携を図り、総合的な支援体制づくりに努めます。
1. 私たちは、地域福祉を推進する民間団体として、自らの専門的役割と責務を自覚し、自己研鑽に努めます。

【法人総務部門】

法人総務部門では、昨年度より「社協発展・強化計画」策定に向けた取り組みの中で懸案事項として出されている介護人材の確保や資質の向上、労働環境や処遇の改善に積極的に関わり、働きやすく、やりがいの感じられる職場環境を推進してまいります。

経理関係では、法人顧問税理士から支援を受け経営分析に取り組みながら、経営組織の強化、財務規律の強化に努めます。また、様々な媒体を通じて、経営情報の閲覧、公表を行い、透明性の高い法人運営を確立します。

人事・労務関係では、各種労働関係法令に順次対応し、職員が誇りや安心感をもって仕事ができる労働環境の整備に努めます。

介護保険事業関係では、地域福祉事業との連携を更に強化し、地域とのつながりを生かして高齢者、障がい者等が安心して暮らせる、質の高いサービスを提供してまいります。

1. 総務、事業関係

(1) 役員会、委員会等

正副会長会、理事会、監事会、評議員会を定期的を開催し、経営組織のガバナンス強化、牽制機能の発揮、財務会計に係るチェック体制整備など、法人の経営に関する方針を明確にすると共に、経営・運営上必要な事項を定め、健全な法人運営に努めます。

①正副会長会	年4回
②理事会	年4回
③監事会	年2回
④評議員会	年4回
⑤総合企画部会	年3回
⑥地域福祉部会	年3回
⑦事業経営部会	年3回
⑧苦情解決第三者委員会	年1回
⑨資金貸付事業運営委員会	年2回
⑩広報委員会	年2回
⑪評議員選任解任委員会	年1回

(2) 組織と職員体制

良質なサービスを効率的、効果的に提供していくために、法人内の他部署との連携、協働により、付加価値を生み出せる体制整備の実現と、職員一人ひとりの意識の向上・構築を図ります。

(3) 役職員研修

法人運営に関する諸課題、地域福祉や介護保険事業の向上等を目的に役職員研修を開催するとともに、職員研修の充実による人材育成に取り組むなど、社協役員としての自覚と意識の向上に努めます。

- ①役員研修 理事、監事、評議員研修開催
- ②職員研修 全体研修、事業所別研修、専門分野別研修、階層別研修等

(4) 健全経営に向けた取り組みについて

社会福祉法人制度改革において求められている経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上、財務規律の強化など、社会福祉協議会として今後も地域の皆様に信頼され、より安定した法人運営ができるよう、組織運営体制を整備してまいります。

(5) 規程関係の見直しについて

各種規程については、現状に即した見直しを図るとともに、制度改革に沿った変更を適宜適切に行います。

(6) 職場の安全衛生について

衛生委員会の開催やストレスチェック制度の活用により、職員個々のストレス軽減や職場環境の改善に努めてまいります。

(7) ホームページの運用について

ホームページを有効的に活用することにより、法人の広報機能を強化し、事業計画、事業報告、法人の理念や事業活動、提供するサービス内容、社協だより等、ホームページを一元化し発信力を高めるなど、戦略的かつ効果的な取り組みと、人材確保のための求人募集等を行ってまいります。

2. 指定管理事業関係

基本協定に基づき、適正かつ健全な運営管理に努めます。

(1) 指定管理施設

- ①十文字町健康福祉センター (平成31年4月1日～令和6年3月31日)
- ②山内ほっとパレスゆうらく館 (平成31年4月1日～令和6年3月31日)
- ③大雄地域福祉センター (平成31年4月1日～令和6年3月31日)

3. 介護保険事業関係

<在宅部門>

(1) 居宅介護支援事業所

(事業所目標)

ご利用者が住み慣れた地域でその方らしい暮らしを継続できるよう支援するとともに、個々のコミュニケーション力を高め気軽に相談できる事業所を目指します。

また、住みやすい地域づくりの一助となるよう、新型コロナウイルス感染症等の感染症対策を講じながら、介護保険事業所や地域福祉等関係機関との更なる連携の強化に努めます。

実施事業：介護保険、介護予防支援計画、介護予防ケアマネジメント、介護保険認定調査

事業所：横手福祉センター指定居宅介護支援事業所

営業日：月～土（12/29～1/3 除く）

営業時間：8：30～17：30

平寿苑指定居宅介護支援事業所

営業日：月～土（12/29～1/3 除く）

営業時間：8：30～17：30

雄物川福祉センター指定居宅介護支援事業所

営業日：月～金（祝日、12/29～1/3 除く）

営業時間：8：30～17：30

西部指定居宅介護支援事業所

営業日：月～金（祝日、12/29～1/3 除く）

営業時間：8：30～17：30

山内福祉センター指定居宅介護支援事業所

営業日：月～金（祝日、12/29～1/3 除く）

営業時間：8：30～17：30

十文字福祉センター指定居宅介護支援事業所

営業日：月～土（12/29～1/3 除く）

営業時間：8：30～17：30

	横手		平寿苑		雄物川		西部	
	ケアマネ 配置人数	1人あたり 担当件数	ケアマネ 配置人数	1人あたり 担当件数	ケアマネ 配置人数	1人あたり 担当件数	ケアマネ 配置人数	1人あたり 担当件数
R3	6名	31.5件	5名	33.1件	7名	32.0件	6名	32.0件
R2	6名	31.9件	5名	33.0件	7名	32.2件	6名	33.9件
	山内		十文字		計			
	ケアマネ 配置人数	1人あたり 担当件数	ケアマネ 配置人数	1人あたり 担当件数	ケアマネ 配置人数	1人あたり 担当件数		
R3	2名	32.0件	6名	31.5件	32名	32.0件		
R2	2名	31.8件	6名	31.8件	32名	32.4件		

(2) 訪問介護事業所

(事業所目標)

訪問介護サービスを必要とする方に対し、地域でその人らしく自立した日常生活を営む事ができるよう、ご利用者・ご家族の協力も得ながら、他事業所と連携を図り、地域に根ざした事業所として適切に支援します。

管理者・サービス提供責任者・訪問介護員の職種にとらわれず、ご利用者に対して適切な支援と、適正な事業所運営ができるよう、事業所職員全員が積極的に業務に当たります。そのためにも、複雑多岐にわたるニーズに対応できるよう、各種研修会への参加及び職場内研修等を通じて知識、技術の習得に努めます。

また、新型コロナウイルス感染症等の感染症の予防策を講じ、状況に合わせた対応ができるよう十分に配慮します。

実施事業：介護保険事業、居宅介護事業（障害者総合支援法）、移動支援事業（市受託事業（障がい））

事業所：指定訪問介護事業所（指定居宅介護事業所）

営業日：毎日 営業時間：6：00～22：00

	月平均訪問回数
R3	3,298 回
R2	3,750 回

(3) 訪問入浴介護事業所

(事業所目標)

ご利用者の身体状況に応じた安全、安心、快適な入浴サービスを提供します。

また、ご利用者、ご家族の意向を大切にし、サービスに反映できるように努めます。

新型コロナウイルス感染症等の感染症については、感染予防策を講じて状況に合わせた対応をします。

実施事業：介護保険事業、訪問入浴事業（市受託事業（障がい））

事業所：指定訪問入浴介護事業所

営業日：月～金（12/31～1/1 除く） 営業時間：8：30～17：30

	1 日平均
R3	5.1 件
R2	5.1 件

(4) 通所介護事業所

(事業所目標)

- ・ご利用者、ご家族が必要としていることへの「気づき」を大切に、各事業所の特性、能力を最大限に活かした介護サービスを提供していくことで利用満足度を高めると同時に、住み慣れた地域での在宅生活が継続できる事業を目指します。
- ・コンプライアンス（法令遵守）に基づいた事業を展開し、誠実な事業所経営に努めます。
- ・新型コロナウイルス感染症等、感染症への感染防止対策を講じることにより、安心・安全な介護サービスを継続的に提供できるように努めます。

実施事業：介護保険事業、基準該当生活介護事業（障害者総合支援法）

障がい児者デイサービス事業（市受託事業（障がい））

事業所：康寿館指定通所介護事業所（基準該当生活介護事業所）

定員 30 名 営業日：月～土（12/31～1/3 除く）営業時間：9：30～16：45

平寿苑指定通所介護事業所

定員 28 名 営業日：毎日（12/31～1/3 除く）営業時間：9：30～16：30

雄風荘指定通所介護事業所

定員 28 名 営業日：月～土（12/31～1/3 除く）営業時間：9：45～15：45

大雄福祉センター指定通所介護事業所

定員 20 名 営業日：月～金（12/31～1/3 除く）営業時間：9：30～15：30

十文字福祉センター指定通所介護事業所（基準該当生活介護事業所）

定員 30 名 営業日：月～土（12/31～1/3 除く）営業時間：10：00～16：00

	康寿館 (30名 7-8時間 月～土)		平寿苑 (28名 7-8時間 毎日)		雄風荘 (28名 6-7時間 月～土)		大雄 (20名 6-7時間 月～金)	
	稼働率	1日平均	稼働率	1日平均	稼働率	1日平均	稼働率	1日平均
R3	84.7%	25.4名	85.5%	23.9名	80.2%	22.5名	80.1%	16.0名
R2	81.8%	24.5名	78.4%	22.0名	79.1%	22.1名	82.8%	16.6名
	十文字 (30名 6-7時間 月～土)		計					
	稼働率	1日平均	稼働率	1日平均				
R3	86.2%	25.9名	83.3%	22.7名				
R2	88.0%	26.4名	82.0%	22.3名				

<介護老人福祉施設部門>

(施設理念)

「人間の尊厳を認め合い、愛情に満ちた笑顔あふれる人間関係を育む」

施設としての専門性、社会性、機能性等を有効に活用し、利用者様一人ひとりの人権・人格を尊重し、身体的、精神的健康の保持向上に努め、個性を重んじながら、施設生活全般において適切な援助及び介護を行い、生活の場としての快適な環境づくり、地域開放と在宅福祉の充実に努め、地域福祉育成に貢献します。

(1) 特別養護老人ホーム平寿苑

(施設目標)

ご利用者の笑顔のある穏やかな暮らしを大切にし、ご家族との良好な関係のもとに状況に応じた適切な介護サービスが適時に提供できるよう個別ケアの推進に努めます。事業の推進にあたっては、施設内の各事業所の協働による複合施設としての利点を最大限に発揮できるよう、介護サービス等の向上と充実に努めていきます。また、関係機関や地域の社会資源及び地域住民の方々との連携・協働により、地域に根ざした開かれた施設づくりを目指します。

事業所：特別養護老人ホーム平寿苑

定員 50 名

平寿苑指定短期入所生活介護事業所

定員 10 名 (特養空床利用)

(2) 特別養護老人ホーム雄水苑

(施設目標)

ご利用者のこれまでの生活感を大切にし、安心して暮らせる笑顔に満ちた家庭的な環境に配慮し、「安全・安楽・安心」を基本とした心の通った柔軟な個別ケアの提供を目指します。また、日々自己研鑽に努めることができる職員育成に取り組み、地域に根付いた有用な社会資源・福祉の拠点となるべく開かれた施設づくりを目指します。

事業所：特別養護老人ホーム雄水苑

定員 50 名

特別養護老人ホーム雄水苑ユニット

定員 30 名

雄水苑指定短期入所生活介護事業所

定員 8 名 (特養空床利用)

雄水苑ユニット指定短期入所生活介護事業所

定員 特養空床利用

(3) 特別養護老人ホーム憩寿園

(施設目標)

ご利用者ひとりひとりがその人らしく安心して暮らせるよう、傾聴と共感の姿勢で、心の通った柔軟な個別ケアの提供に努めます。常により良い介護のための「創意・研究・実践」を念頭に福祉のプロとしての自覚を持ち、ご本人・ご家族の思いを大切にできる職員の育成に取り組んでいきます。また、地域に根ざした活動や取

り組みで、有用な社会資源として地域に資することができる施設を目指します。

事業所：特別養護老人ホーム憩寿園 定員 58 名
憩寿園指定短期入所生活介護事業所 定員 10 名（特養空床利用）

稼働率	平寿苑		雄水苑				憩寿園	
	特養	短期	特養	ユニット	短期	ユニット短期	特養	短期
R3	96.0%	100.0%	95.0%	95.0%	98.0%	90 日稼働	97.3%	96.0%
R2	96.0%	100.0%	95.0%	95.0%	100.0%	空床利用	97.3%	96.0%

【その他】

4. 内部会議及び研修等

(1) 衛生委員会

職場における職員の安全と健康を確保するとともに、疲労とストレスを感じるこ
とが少ない職場環境を形成することを目的として、必要な事項の検討や対策への取
り組みを行います。

(2) 感染症対策委員会

感染症の発生の予防及び蔓延防止に関する対策を検討することにより、利用者及
び家族、また、職員等の健全な生活の営みに資することを目的に実施します。

(3) 事業担当者会議

役員会、委員会等での決定事項報告、総務、地域福祉、介護保険事業の各担当に
分かれそれぞれにおける課題の協議と、連携の強化を目的に実施します。

(4) 介護福祉士等各種現場実習受入・指導

介護実習等の指導機関として、福祉関係職への就労を目指し就学している学生や、
各機関で実施されている養成研修生の受け入れ及び指導にあたり、福祉の人材育成
に努めます。

(5) 新型コロナウイルス感染症対策本部会議

新型コロナウイルス感染症について、総合的な対策を推進することを目的として、
法人や介護保険事業所の対応など感染状況に応じた協議を行います。

(6) 社協発展・強化計画策定

プロジェクトチーム会議や職員による意見・情報交換会を開催し、社協を取り巻
く現状の把握と分析を行いながら、中長期における経営戦略を含めた計画を策定し
ます。

【地域福祉部門】

長期化するコロナ禍の影響により、住民の日常生活が社会的にも経済的にも脅かされている状況にある中、地域共生社会づくりにおいて人と人とのつながりの大切さや支えあいの再構築の必要性を改めて感じています。

令和3年度は、第3次横手市地域福祉計画・横手市地域福祉活動計画の具現化に向けた社協発展・強化計画を策定しながら「みんなが主役！みんなで作るひとにやさしいまち横手」の実現をめざし、地域住民をはじめあらゆる社会資源との協働により、次の活動に取り組んで参ります。

○誰もが安心して暮らしていけるよう、断らない相談支援を行っていくと共に、社協内部各部署間はもちろんのこと、外部の関係機関等との連携体制の更なる強化を図りながら、相談者に寄り添った支援に努めます。

○地域住民の福祉活動への参画を促進するため、福祉教育により住民主体の地域づくりへの理解を深めます。また、活動拠点となるいきいきサロンの普及や災害時に備えた地域の情報共有の場となる小ネットワーク会議等の拡大に努めます。

○「支える側」「支えられる側」に固定することなく、地域住民相互による助けあい活動を進めていくため、地域協議体や民生児童委員協議会、福祉協力員会など、様々な関係機関・団体等と連携しながら、地域資源の発掘及び開発に努めます。

※新型コロナウイルスの感染状況により、事業の中止や内容を変更する場合があります。

【地域福祉推進事業】

1. 地域福祉活動推進事業

1) 福祉ネットワーク活動推進事業

住民自身が地域の課題やニーズに気づき、必要な取り組みを考え実践できる住民主体の地域づくりをめざし、各地域で話し合いや情報交換などを行うほか、各種事業と連動した取り組みの推進、関係機関・団体等との連携強化に努めます。

また、地域づくりを推進する職員の資質向上や福祉活動の参考となる情報を地域へ発信するため、他主催の会議や研修会などに積極的に参加します。

事業内容など

①福祉ネットワーク活動推進事業

小ネットワーク会議の開催／生活課題や地域ニーズの把握／要援護者や地域資源等の把握と情報収集／地域住民の福祉活動の拠点整備に向けた支援／福祉意識の向上のための啓発活動／日常的な見守り及び災害時の避難支援活動の推進／福祉関係者や関係機関・団体等との連携強化及び協働による取り組みの推進／住民主体の福祉活動や生活支援への協力／地域交流や世代間交流の推進など

《各地域の主な取り組み》

- 横 手…小ネットワーク会議の開催（7～1月：16カ所）
- 増 田…小ネットワーク会議の開催（7～1月：10カ所）、要援護者台帳整備（5～6月）
- 平 鹿…小ネットワーク会議の開催（7月、11～3月：18カ所）
- 雄物川…小ネットワーク会議の開催（10～11月：5カ所）
- 大 森…小地区ネットワーク会議の開催（7～3月：15カ所）
- 十文字…小ネットワーク会議の開催（10～3月：10カ所）、福祉マップ整備事業（4～3月）
- 山 内…小ネットワーク会議の開催（9～11月：13カ所）
- 大 雄…小ネットワーク会議の開催（6～9月：20カ所）

②福祉ネットワーク活動強化事業

全社協・県社協等主催会議及び研修会への参加／他職員への伝達／近隣市町村社協との合同研修会／先駆的な取り組みの周知など

2) 福祉協力員活動推進事業

福祉協力員の改選に伴い、6期目を迎える福祉協力員体制の構築を進めると共に、地域の福祉関係者や関係機関・団体等と連携しながら、福祉協力員及び福祉協力員会のそれぞれの役割に応じた活動の実践と充実強化を図ります。

事業内容など

①福祉協力員活動の推進

福祉協力員及び15地区福祉協力員会活動の推進(第6期福祉協力員の委嘱、各種事業の推進、事務担当業務など)／活動費の交付(福祉協力員1人につき5,000円を基準に交付予定)／各種社協事業との一体的な推進／民生委員等との連携強化／横手地区福祉協力員会会長・事務局会議等の開催など

②福祉協力員会運営委員会の開催

役員改選／福祉協力員会事業及び福祉協力員活動に関する情報交換／社協事業に関する協力依頼など

- ◆出席者 各地区福祉協力員会会長、各地区福祉協力員会事務担当者など
- ◆開催月 7月
- ◆会場 横手卸センター

2. ボランティア活動推進事業

1) ボランティア活動支援事業

住民主体の地域づくりを推進するため、市民のボランティア活動への参画に向けた啓発活動及び人材育成をはじめ、ボランティア活動者・団体等が主体となっていく各種活動や集いの場の運営等の支援及び各種調整などを行います。

また、行政や町内会等と連携しながら、地域住民やボランティア、学生、企業等の参画による災害時の復旧・復興に向けた支援活動、降雪期における高齢者世帯や障がい者世帯等での除雪支援活動を推進します。

事業内容など

①ボランティア活動啓発事業

ボランティア活動の相談対応・支援・マッチング／活動者・団体及びボランティアニーズの把握／ボランティア登録及びボランティア活動保険関係事務／ボランティア活動保険料の補助／ボランティア情報の発信／ボランティアの育成／ボランティアセンター機能の見直しなど

《各地域の主な独自事業など》

- 横 手…声の訪問ボランティア活動の推進（4～3月）
- 増 田…ボランティア団体連絡調整会議の開催（随時）
- 平 鹿…ボランティア団体情報交換会の開催（2月）
- 大 森…ボランティア意見交換会の開催（3月）
- 十文字…ボランティア団体連絡会議の開催（4月）
- 大 雄…ボランティア情報交換会の開催（2月）

②除雪ボランティア事業

高齢者世帯や障がい者世帯等からの相談対応及び除雪ニーズの把握／利用対象世帯宅の状況確認／除雪ボランティアの募集と活動調整、派遣／除雪活動用具の貸出し／町内会や共助組織等による除雪活動の支援など

③災害ボランティア事業

災害ボランティアセンターの設置及び準備、市と連携した災害ボランティアの育成及び事前登録の促進、支援活動を推進する職員の育成（災害ボランティアコーディネーター養成研修等への参加）、被災地域への職員派遣など

《主な事業》

○災害ボランティア研修会

- ◆内 容 災害や災害ボランティアセンター活動等に関する説明及び体験、災害時支援に関する情報提供など
- ◆参 加 者 災害ボランティア事前登録者（市へ登録している専門職ボランティア含む）、福祉関係者、協議体構成員、学生、企業など

◆開 催 月 7月または9月

◆会 場 平鹿生涯学習センター

○災害ボランティア事前登録

- ◆内 容 災害発生時の早急かつ円滑な支援活動に向けた災害ボランティアの事前登録（登録者名簿の作成、登録証の発行など）
- ◆対 象 者 市内に在住または勤務している15歳以上の方
- ◆登録期間 登録日から最長2年間（偶数年度に更新確認）

④つどいの場運営事業

ボランティアと連携したつどいの場の運営及び支援／運営会議の開催／ボランティアの募集及び育成／生活支援体制整備事業と連動した交流の場づくりなど

《主な事業》

○ふらっとカフェ

- ◆内 容 講話、懇談、レクリエーション、福祉情報の提供など
- ◆参 加 者 市民ほか
- ◆開催日時 毎月第3月曜日（変更となる場合あり）10:00～12:00
- ◆会 場 Y²ふらざなど

- | |
|-----------------------------|
| ○大雄つどいの場みんなのカフェ |
| ◆内 容 レクリエーション、懇談、送迎など |
| ◆参加者 大雄地域の住民 |
| ◆開催日時 毎週水曜日、金曜日 10:00～14:00 |
| ◆会 場 大雄地域福祉センター |

3. 生活相談事業

1) 困りごと相談事業

「断らない相談支援」を意識しながら住民の相談に柔軟に対応し、関係機関・団体等と連携しながら適切な支援につなげると共に、相談対応の蓄積により各種事業や介護部門等と連携した相談支援体制の構築、支援につながる事業の開発、多職種連携による生活課題の解決に向けた取り組みの検討などを行います。また、生活困窮者等の自立支援に向けて、その拠点となる居場所づくりやボランティア等が行う支援活動を推進します。

事業内容など
生活課題や困りごとなどの相談対応／地域の生活課題やニーズ等の把握／組織内の相談・支援に関する情報交換／多職種連携による生活課題の解決に向けた取り組みの推進／地域や関係機関・団体等との協働による生活支援のしくみづくり／ボランティア等との協働による生活支援・学習支援の推進／生活の向上を目的とした研修会や講座の検討／自立支援の拠点となる居場所の検討及び運営／相談・支援体制の充実・強化に向けた取り組みなど

2) 無料法律相談所開設事業

身近な相談窓口として司法書士による無料法律相談所を開設し、生活課題・問題の解決に向けた支援を行います。

事業内容など
司法書士による法律に関する相談への対応／相談受付対応など
《会場・日時》
○横手市交流センター Y ² ぶらざ(4～7月) …毎月第1水曜日 13:00～15:00 →改修工事等により8月以降の会場は調整中。
○増田地域局…8,2月の第3金曜日 10:00～12:00
○平鹿町ゆとり館…9,3月の第4月曜日 10:00～12:00
○雄物川保健センター…5,11月の第4金曜日 10:00～12:00
○大森コミュニティセンター…6,12月の第3水曜日 10:00～12:00
○十文字町健康福祉センター…7,1月の第3水曜日 10:00～12:00
○大雄地域福祉センター…4,10月の第4月曜日 10:00～12:00
※祝日や司法書士の都合等により期日や時間に変更となる場合あり。

3) 車いす貸出事業

高齢者や障がい者等と同居している世帯で、車いすを他から借りることが難しい場合に、一時的に無償で貸与します。また、地域の講座やイベント、学校が行う福祉学習等への貸出しも行います。

事業内容など
車いすの貸出し／車いすの点検・修理／福祉教育活動推進校の車いすリサイクル活動への支援など

4) たすけあい資金貸付事業

一時的に資金が必要で、その資金の融通を他から受けることが困難な世帯に対し、経済的な自立につながるよう、民生委員や自立相談支援窓口等と連携しながら、生活に関する相談対応や必要に応じた資金貸付等を行います。

事業内容など
<p>①たすけあい資金貸付・償還事務</p> <p>生活相談の対応及び世帯状況の確認／福祉関係者等と連携した生活支援／資金の貸付け(限度額 50,000 円。特に必要と認める場合は 100,000 円)／訪問や電話等による償還指導／貸付事業の見直しなど</p> <p>②資金貸付事業運営委員会の開催</p> <p>資金貸付事業に関する調査及び協議／資金貸付及び償還状況の確認／援助指導及び償還指導に関する意見交換／償還免除等に関する協議など</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆開催月 7月、1月(年2回) ◆出席者 運営委員(8名) ◆会場 横手卸センター

4. 社協活動啓発事業

1) 広報啓発事業

社会福祉協議会事業や地域の福祉活動、福祉・介護に関する情報などを発信し、社会福祉協議会への理解促進や地域福祉活動への参画などを促進します。

また、各種広報活動の評価や見直し等を行い、市民が福祉活動への参画や福祉サービスの利用がしやすくなるよう、わかりやすく正確な情報発信に努めます。

事業内容など
<p>①社協だよりの発行</p> <p>「よこて社協だより」の発行／地域の取り組み等の情報収集など</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆規格 8ページ、表・裏表紙フルカラー、その他ページ2色 ◆掲載内容 特集記事(事業計画・報告など)、地域活動や社協事業、福祉活動実践者や福祉教育活動推進校の紹介など ◆発行月 5月、7月、10月、1月(年4回) ◆発行部数 33,000部(1回あたり) <p>②広報委員会の開催</p> <p>広報活動(社協だより、ホームページ等)に関する協議と評価、分析／わかりやすく効果的な情報の発信に向けた意見交換など</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆開催月 9月、2月(年2回) ◆出席者 広報委員(8名) ◆会場 横手卸センター

2) 福祉活動評価事業

社会福祉協議会が行う地域福祉事業や介護保険事業等の円滑な推進のため、事業の評価や見直し、意見交換等を行います。また、第3次横手市地域福祉計画・地域福祉活動計画の推進及び具現化に向けて、市と共催による計画推進委員会の開催や本会独自の社協発展・強化計画の策定を行います。

事業内容など
<p>①社協事業評価検討会議の開催</p> <p>事業説明及び実績等報告／既存事業の評価と今後の進め方等に関する意見交換／第3次横手市地域福祉計画・地域福祉活動計画の推進並びに社協発展・強化計画の策定に関する意見交換など</p> <ul style="list-style-type: none">◆出席者 社協理事・監事・評議員、福祉関係者・団体、協議体構成員、サロン世話人、病院・福祉サービス事業所等関係者、市職員など◆実施月 各課・福祉センターで設定（予定…横手：11月または12月、増田：12月、平鹿：11月または12月、雄物川：11月、大森：8月または9月、十文字：11月、山内：12月、大雄：12月）
<p>②地域福祉活動計画の推進</p> <p>第3次横手市地域福祉計画・地域福祉活動計画の周知／計画推進委員会の開催／社協事業評価検討会議と連動した計画の推進／社協強化方針チェックリスト(全社協作成)等を活用した事業評価／社協発展・強化計画の策定など</p>

3) 社協会員募集事業

福祉協力員等の協力を得ながら各世帯や福祉関係者、企業等より社協会員を募集し、地域福祉活動への参画を促すと共に、活動を進めるために必要な財源を確保します。

事業内容など
<p>社協会員の募集／福祉協力員等を対象とした説明会の開催／企業等への加入依頼訪問／町内会等へ出向いての会費使途の説明など</p> <ul style="list-style-type: none">◆募集期間 通年（ただし、7～9月を会員募集強調期間とする）

4) 社会福祉大会開催事業

地域の福祉に関する意識の高揚を図るために社会福祉大会を開催し、社会福祉の発展に貢献されている方々の顕彰と地域福祉活動・福祉教育活動等の実践発表、福祉に関する講演などを行います。

事業内容など
<p>式典（社協会長表彰、大会宣言など）／講演(福祉・介護分野に関する内容)／地域福祉活動や福祉教育活動、公益的な取り組みなどの実践発表／アトラクションなど</p> <ul style="list-style-type: none">◆開催月 10月◆参加者 市民、福祉関係者・団体など◆会場 秋田ふるさと村 ドーム劇場ほか(参集人数により会場を調整)

5. 福祉団体支援事業

1) 福祉団体支援事業

地域福祉活動の担い手である福祉団体を支援するため、各種事務作業や活動助成金の交付等の活動支援を行います。

また、各種福祉団体の活動状況を把握しながら、地域課題の解決に向けた連携・協働による取り組みの検討と実践につなげます。

事業内容など
①福祉団体事務の支援 福祉団体事務の支援／自立に向けた事務支援の在り方検討／福祉団体と連携・協働による取り組みの検討・推進など ◆支援対象 市老人クラブ連合会並びに各地域老人クラブ連合会、市身体障害者福祉協会連合会並びに各地区身体障害者福祉協会、市遺族連合会並びに各支部遺族会、市手をつなぐ育成会
②福祉団体助成金の交付 福祉団体への助成金の交付（市間接補助金含む） ◆交付対象 市身体障害者福祉協会連合会、市遺族連合会、市手をつなぐ育成会、横手地区保護司会、市母子寡婦福祉連合会、市保育協議会、横手平鹿手話研究会

【共同募金配分金事業】

1. 福祉のまちづくり事業

1) いきいきサロン事業

地域住民や当事者同士の交流や親睦、結びつきを深めると共に、住民主体の地域づくりを進めるため、生活支援体制整備事業と連動しながら、地域の自主的なサロンの立ち上げや運営等の支援を行います。

事業内容など
①いきいきサロン活動の支援 サロンの運営・活動・新規立ち上げ等に関する支援／サロンによる見守り・支えあい活動の推進／サロンを通じた地域の情報収集及び情報提供／サロン活動助成金の交付（通年で行うサロンへ目安額を設定した上で 60,000 円を上限に交付）／お試しサロン活動助成金の交付（年 2 回程度、試験的に行うサロンへ 5,000 円を上限に交付）／サロン通信の発行（年 3 回）など 《実施サロン数（予定）》 ◆サロン数 144 サロン（横手：57（広域サロン 1 含む）、増田：11、平鹿：17、雄物川：12、大森：10、十文字：11、山内：11、大雄：15） ※助成金無しのサロン含む。 ◆お試しサロン数 5 サロン（4 月～12 月に募集）
②いきいきサロン関係会議の開催 サロンの運営支援や活性化等を目的とした関係会議の開催 《各地域の開催予定》 ○横 手…いきいきサロン代表世話人会議（2 月）

- 増 田…いきいきサロン世話人会議（2月）
- 平 鹿…いきいきサロン世話人会議（2月）
- 雄物川…いきいきサロン代表世話人会議（2月）
- 大 森…いきいきサロン代表世話人会議（3月）
- 十文字…いきいきサロン世話人会議（3月）
- 山 内…いきいきサロン世話人会議（3月）
- 大 雄…いきいきサロン世話人会議（2月）

③いきいきサロン世話人研修会の開催

サロンの運営支援や活性化等を目的とした講話や事例発表／テーマ別の意見交換／福祉情報等の提供など

- ◆開催月 9～11月
- ◆参加者 いきいきサロン代表世話人・世話人など
- ◆会場 平鹿生涯学習センターほか（分散開催の可能性あり）

2. 福祉教育活動推進事業

1) 福祉教育活動推進支援事業

学校が行う福祉教育活動や地域・世代間交流活動等への支援を行い、地域の現状や課題等への理解を深めながら児童生徒の福祉意識を醸成し、地域福祉活動の担い手を育成します。

事業内容など
<p>福祉教育活動推進校の指定／学校が行う福祉教育活動への支援・参画／福祉に関する学習内容の提案と実践に向けた支援／地域や施設等との交流活動の調整・支援／福祉情報の提供／活動助成金の交付（福祉教育活動への助成として50,000円を上限に交付）／学校と連携・協働した取り組みの検討・推進など</p> <p>《福祉教育活動推進校：25校（予定）》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○横 手…横手南小学校、朝倉小学校、旭小学校、栄小学校、横手北小学校、横手南中学校、横手北中学校、横手清陵学院中学校、横手城南高校、横手清陵学院高校、横手高校定時制課程、横手支援学校 ○増 田…増田小学校、増田中学校、増田高校 ○平 鹿…浅舞小学校、平鹿中学校 ○雄物川…雄物川小学校、雄物川高校 ○大 森…大森小学校 ○十文字…十文字小学校、十文字中学校 ○山 内…山内小学校 ○大 雄…大雄小学校、横手明峰中学校 <p>※推進校以外の学校にも、依頼に応じて適宜支援を行う。</p>

2) 福祉出前事業

地域や各種団体、企業等が開催する福祉に関する講座・研修等への支援を通して、住民等の福祉への関心を高め、地域福祉活動への参加を促進します。

事業内容など
<p>出前メニューに基づいた講師及び職員の派遣／地域や各種機関・団体、企業等への企画の提案／福祉や介護などの学びの場の提供に向けた検討など</p>

《出前メニュー例》

福祉分野(福祉サービス、介護、認知症、ボランティア、車いす、点字、手話など)の講話や演習、講座など

3. 共同募金運動啓発事業

1) 共同募金委員会事務事業

横手市共同募金委員会の事務を担当し、赤い羽根共同募金運動の推進や災害等による被災世帯への支援などを行います。

事業内容など

横手市共同募金委員会の運営事務(各地域含む)／赤い羽根共同募金運動への協力／災害等見舞金の交付／災害時の義援金募集活動／県共同募金会主催の会議・研修等への参加など

【市受託事業】

1. 生活困窮者自立相談支援事業

1) 横手市自立相談支援窓口の開設

生活困窮者(世帯)が困窮状態から早期脱却することを支援するため、本人の状態に応じた相談支援等を行うと共に、家計に関する相談に応じながら必要な情報提供や指導を行い、生活困窮者(世帯)の生活の自立を促進します。

事業内容など

相談窓口での対応(横手市役所本庁舎内)／出張・訪問相談と支援の実施／関係機関のネットワークづくり／関係機関・団体等との協働による社会資源や出口支援の開発と開拓／食糧支援及びフードドライブ事業の推進／家計管理に関する支援／滞納の解消や各種給付金制度等の利用に向けた支援／債務整理に関する支援／貸付のあっせん／支援調整会議の開催／地域福祉事業との連携／各種会議・研修会への参加など

2. ふれあい安心電話システム推進事業

1) ふれあい安心電話システム推進事業

在宅の単身高齢者等に対し、生活相談や話し相手に応じると共に、急病や災害等の緊急時にも対応できる支援を通して、孤独感や不安感の解消を図ります。(横手地域は別の緊急通報システムで対応しているため本事業は未実施)

事業内容など

端末機等の保守管理／協力員に関する事務／利用申請者の調査／利用に関する説明会等の開催／相談対応及び安否確認／県社協中央受信センターの廃止を踏まえた対応／ボランティアによるふれあいコールの実施など

《端末機設置世帯数》

209 世帯

(増田：15、平鹿：27、雄物川：38、大森：22、十文字：66、山内：23、大雄：18)

※令和2年10月末日現在

※保有台数は289台

3. 障害者地域生活支援事業

1) 輪気愛相スポーツ交流事業

障がい者とその家族、ボランティア等がスポーツを通して交流し、障がい者の社会参加や市民の福祉意識の醸成を図ります。また、障がい者やボランティア等で構成する実行委員会を設置し、内容の検討や準備などを通して住民主体の事業展開を推進すると共に、地域共生への理解を深めます。

事業内容など
障がい者やボランティア等によるスポーツやレクリエーションなどを通じた交流会(輪気愛相スポーツ交流会)の開催/実行委員会の開催など ◆開催月 10月 ◆参加者 障がい者とその家族、ボランティア、学生など ◆会場 さかえ館 ※開催にあたり、障がい者やボランティア等で構成される実行委員会を9~10月に2回程度開催する。

2) 声の広報・点字広報の発行

障がい者の生活の質の向上と社会参加の促進を目的に、朗読・点訳ボランティアの協力を得て声の広報及び点字広報を作成し配付します。また、障がい者へのわかりやすい情報の伝達に向けた検討を行います。

事業内容など
横手市広報等の声の広報及び点字広報の作成と配付/障がい者の情報伝達手段等の充実に向けた検討など

3) 相談支援事業

障がい者やその家族等からの相談に対応し、必要な情報提供や助言、障がい福祉サービスの利用支援、障がい者の権利擁護に必要な援助など、障がい者の自立生活に向けた支援を行います。

事業内容など
障がい者やその家族等からの相談対応(主担当：平鹿福祉センター)/福祉サービスの利用援助(情報提供、事業所や関係機関の紹介など)/ボランティア活動等の社会資源の活用に向けた支援(情報提供、マッチング)/関係事業所や関係機関との連絡調整/権利擁護のために必要な支援(虐待防止・発見、成年後見制度等へのつなぎ)など

4. 在宅介護支援センター事業

1) 在宅介護支援センター事業

在宅の要介護高齢者及びその家族の福祉の向上を目的に、在宅介護に関する相談対応や介護等に関する必要なサービスが受けられるよう、関係機関との連絡調整等を行います。(横手、平鹿、雄物川、十文字、山内地域で対応)

事業内容など
要介護高齢者の実態把握/保健福祉サービスに関する情報提供/在宅介護に関する相談対応や助言/公的サービス申請手続きの代行/保健・医療・福祉・介護保険に関わる機関等との連絡調整など

5. 生活支援体制整備事業

1) 生活支援体制整備事業

高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持って生活ができるよう、生活支援や介護予防の基盤整備の推進役となる「生活支援コーディネーター」や地域住民や関係機関などの話し合いの場「協議体」を中心に、各種事業と連動しながら地域の支えあいによる取り組みを推進します。

事業内容など
生活支援コーディネーター及びエリアマネージャー、地域支えあい推進員の配置と活動支援／横手市協議体及び各地域協議体の推進(定例会の開催、地域課題の共有と解決策の検討、支えあい活動や地域の居場所などの情報収集・発信など)／行政・社協連絡会議の開催／地域支えあいネットワーク市民集会の開催／子どもと高齢者との交流活動等の推進／小ネットワーク活動等を活かした地域の情報収集／事業の啓発活動など

6. 避難行動要支援者個別計画等策定事業

1) 避難行動要支援者個別計画等策定事業

町内等で災害時の対応について検討する機会を増やし、避難支援が必要な方の個別計画の策定や地域住民の防災・減災意識の向上を図り、安全安心な地域づくりに向けた住民主体の避難支援体制を構築します。

事業内容など
社協事業や町内会・団体等で開催する活動や会議での事業説明／小ネットワーク活動や協議体等を活かした町内関係者による避難行動要支援者の把握／避難行動個別計画の策定／自主的な防災組織や避難訓練実施地区の情報収集・発信／関係機関・団体等との災害時避難支援対応の検討など

【県社協受託事業】

1. 生活福祉資金貸付事務事業

1) 生活福祉資金貸付事務事業

低所得世帯や要援護者世帯等に対し、安定した生活が送れるよう、必要な資金等を低金利または無利子で貸付けすると共に、民生委員や自立相談支援窓口等と連携しながら必要な相談支援を行います。

事業内容など
生活に関する相談対応／資金貸付及び償還に関する事務／県社協が行う償還指導への協力／生福資金担当民生委員・担当職員合同会議(研修)の開催など

2. 福祉サービス利用援助事業

1) 日常生活自立支援事業

判断能力が弱まってきた高齢者や障がい者等が、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等を行います。

事業内容など
専門員及び生活支援員による福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理、書類等の預かり／支援員の確保等による支援体制の整備／支援を必要とする方の把握と地域の見守り活動の推進／成年後見制度への円滑な移行支援／法人後見制度導入の検討など

※各種事業の実施及び推進にあたり、随時、地域福祉担当者会議(全体会議、地区担当者会議等)を開催します。